

指定（介護予防）訪問看護ステーション フウカ運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社HHKピースが運営する指定（介護予防）訪問看護ステーションフウカ（以下「ステーション」という。）において実施する指定（介護予防）訪問看護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

- 第2条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう、適切に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う者とする。
 - 4 事業の実施に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う者とする。
 - 5 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境的的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。

（指定介護予防訪問看護運営の方針）

- 第3条 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。
 - 3 事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定(介護予防)訪問看護ステーション フウカ
- (2) 所在地 青森市南佃2丁目18-7

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名(常勤職員)

管理者は、主治医の指導に基づき適切な指定(介護予防)訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書の作成について、必要な指導及び管理を行う。

- (2) 看護職員 5名(管理者含む)

看護師 4名(非常勤 2名)

准看護師 1名

看護職員は、(介護予防)訪問看護計画に基づき指定(介護予防)訪問看護の提供を行う。

- (3) 事務職員 1名(常勤1名)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分

ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。

- (2) サービス提供時間帯

月曜日から土曜日 24時間

- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第7条 事業所で行う指定(介護予防)訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) (介護予防)訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) (介護予防)訪問看護計画書を利用者に交付する。

(3) (介護予防)訪問看護計画書に基づく指定(介護予防)訪問看護の提供

(4) (介護予防)訪問看護報告書の作成

(指定(介護予防)訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル未満 300円
- ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル以上 500円

- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 指定（介護予防）訪問看護の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、青森市とする。

（衛生管理等）

第10条 看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第11条 看護職員等は、指定（介護予防）訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。

また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第12条 指定（介護予防）訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定（介護予防）訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定（介護予防）訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（オンライン可）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 虐待防止の措置を講ずる担当者を置く

(5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備（担当者の設置）

(6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 当ステーションでは、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられる時は、利用者及び家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様についての記録を行う。また、身体拘束を無くす取り組みを積極的に行う。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければご利用者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限る。

(3) 一時性……ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解除する。

(感染症予防)

第16条 事業所は、感染症予防のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 委員会の開催とその結果を従業者に周知
- (2) 感染症予防のための指針の整備
- (3) 研修と訓練の定期的な実施 年2回以上

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第17条 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確か等の必要な措置を講じる。

(非常災害計画)

第18条 指定訪問看護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関との連携体制の確保、避難・救出訓練を実施します。また、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、その者に消防計画の樹立等の業務を行わせる。

- (1) 防災訓練 年1回以上
- (2) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定法も看護事業サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった者も同様とする。

- 3 事業者は、従業者又は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、利用者との契約終了の日から2年間保存する。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 HHK ピースと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

この規定は、令和8年4月1日から施行する。

この規定は、令和8年6月1日から施行する。